

レンタカー660



保険補償制度について

レンタカー660では、お客様にご安心してご利用頂く為に、万一事故の場合でも下記の金額を限度として保険等による補償がついております。

【補償制度】

- (対人賠償)・・・無制限(自賠償含む)
- (対物賠償)・・・1,000万円(免責50,000円)
- (車両賠償)・・・査定価(免責50,000円)
- (搭乗者障害)・・・500万円

【保険金が給付されない事項】

- ・事故現場からの警察への届け出及び営業所への連絡がなかった場合。
- ・無謀運転(故意による事故など)シートベルト不着用等、交通法規に従わない運転での事故。
- ・無免許運転・酒酔運転・薬物使用中の運転によるもの・貸渡期間の無断延長をして事故おこした場合。
- ・タイヤパンクなどの修理交換費。
- ・レンタル契約の際、申し出なかった運転者によるもの(副運転者以外の方の事故)。
- ・ホイールキャップの紛失。

その他

また、利用期間中の貸渡車両の管理者はお客様となります。

運転中は交通ルールを守って安全運転をお願い致します。

善良な管理者の注意義務をもってレンタカーの使用、保管をお願い致します。

(お客様に使用、管理上の落ち度があり発生した事故等による損害はお客様ご負担となります)安全運転でのご利用をお願い致します。

お客様の搭載品については、損害(汚損、破損、盗難、変形)が発生いたしましても当社は一切責任を負いません。

レンタカーをご返却の際は、車内にお忘れ物のないよう十分にご注意下さい。

